

第1回静岡県 医療対策協議会	資料 1-6	議題 1
-------------------	-----------	---------

## 第8次静岡県保健医療計画の中間見直し

(イ) 在宅医療、認知症対策、地域リハビリテーションの最終案

第8次静岡県保健医療計画の中間見直しにおいて、今年度見直しを行う在宅医療・認知症対策・地域リハビリテーションに関する最終案について御意見いただくものである。

## 第8次静岡県保健医療計画（在宅医療）見直しの概要（最終案）

### ○見直しのポイント

- ・現行計画策定後の状況変化等により新たに発生した課題に対応するため、本県での新たな取組等の追加
- ・令和2年4月に国が示した「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針（厚生労働省地域医療計画課長通知）を踏まえた指標等の追加

### 1 在宅医療の提供体制

#### (1) 現状と課題

- ・医療ニーズのある高齢者の増加
- ・退院時に必要な患者情報の共有や多職種連携が不足
- ・急性期病院の平均入院日数の減少を踏まえた入退院支援の推進が必要
- ・24時間365日体制の訪問診療の負担が大きい
- ・小規模な訪問看護ステーションが多く、ターミナルケアや緊急時の訪問依頼等に十分対応できていない
- ・訪問歯科や口腔機能管理の重要性、薬剤師の訪問業務が県民や専門職に認識されていない
- ・人生の最終段階における県民の希望と実態乖離

#### (2) 今後の対策

##### ア 主な数値目標

	項目	現状値	目標値	目標値の考え方
継続	訪問診療を受けた患者数	15,748人 (2018年)	19,336人 (2023年)	各2次保健医療圏における提供見込量
	自宅で最期を迎えることができた人の割合	14.4% (2019年)	14.8% (2023年)	在宅医療の提供見込量から算出
	訪問診療を実施している診療所・病院数	1,003施設 (2018年度)	1,231施設 (2023年度)	訪問診療を受けた患者数の増加に対して必要な数
	24時間体制をとっている訪問看護ステーション数	177施設 (2018年度)	230施設 (2023年度)	24時間体制加算の届出割合が全訪問看護ステーションの90%
	歯科訪問診療を実施している歯科診療所数	258施設 (2019年度)	272施設 (2023年度)	在宅医療等必要量の見込から歯科必要量を算出
	在宅訪問業務を実施している薬局数	824薬局 (2018年度)	1,552薬局 (2023年度)	2025年までに全ての薬局で在宅訪問業務を実施
新規	住まいで最期を迎えることができた人の割合	25.9% (2019年)	29.0% (2023年)	在宅医療の提供見込量、介護サービス量の推計等から算出
	訪問口腔衛生指導を実施している診療所数	258施設 (2019年度)	224施設 (2023年度)	在宅医療等必要量の見込から歯科必要量を算出
	小児の訪問診療を受けた患者数	417人 (2018年)	486人 (2023年)	在宅医療等必要量の見込から算出

## イ 施策の方向性

### (ア) 入退院支援

- ・「シズケア＊かけはし」を活用した入退院調整の円滑化
- ・出向等により訪問看護を経験した看護師の病院配置による病院の入退院支援機能の強化

### (イ) 日常の療養支援

- ・在宅医療に取り組む医師・歯科医師・訪問看護師及び薬剤師の確保
- ・在宅医療の提供体制の充実や在宅医療・介護連携の促進を図る市町の取組を支援

### (ウ) 急変時の対応

- ・診療所等で24時間対応が困難な場合に、近隣の病院や診療所、訪問看護ステーション等との連携により患者の病状急変時に対応できる体制の確保
- ・急変時の対応について在宅患者・その家族がかかりつけ医等と事前に話し合いをすることで、安心して在宅で療養できる環境を整備

### (エ) 在宅での看取り

- ・在宅看取りを実施する病院・診療所及びターミナルケアを行う訪問看護ステーション、薬局の充実

### (オ) 多職種連携

- ・「シズケアサポートセンター」を拠点として、かかりつけ医の養成や多職種連携を推進
- ・「シズケア＊かけはし」を活用して患者情報や介護サービス情報等を共有し、多職種連携の強化及び入退院調整を円滑化

### (カ) 県民への理解促進

- ・県民の在宅医療に関する理解促進・不安解消
- ・ACP（人生会議）やリビングウィル（意思表示書）の普及啓発

## 2 在宅医療のための基盤整備

### (1) 訪問診療の促進

- ・訪問診療を実施しやすい環境整備や連携体制の構築など、訪問診療を実施する診療所の充実を目指す市町や郡市医師会等の取組を支援
- ・地域のかかりつけ医の訪問診療への参入促進

### (2) 訪問看護の充実

- ・訪問看護ステーションの新規開設促進や開設直後の休止・廃止の抑制
- ・新任訪問看護職員の同行訪問研修を実施する訪問看護ステーションの支援
- ・ハラスメント等の防止やハラスメントを受けた訪問看護従事者のケアへの取組

### (3) 歯科訪問診療の促進

- ・訪問歯科診療や口腔機能管理の普及啓発
- ・診療所や病院との連携体制の構築

### (4) かかりつけ薬局の促進

- ・地域に密着した身近な健康相談窓口としての薬局の活用の推進
- ・在宅訪問業務を行う薬剤師の資質向上・養成
- ・地域連携薬局や専門医療機関連携薬局による県民の薬物療法の支援

# 保健医療計画「在宅医療」に係る構成(案)

<保健医療計画中間見直しの対応方針>

- ・次期 長寿社会保健福祉計画(案)「1 在宅医療・介護連携の推進」、「3 人生の最終段階を支える体制整備(1)人生の最終段階に関する理解促進、(3)在宅看取りの推進」を、中間見直し案「1 在宅医療の提供体制」で記載
- ・次期 長寿社会保健福祉計画(案)「2 在宅医療のための基盤整備」を、中間見直し案「2 在宅医療のための基盤整備」で記載

次期 長寿社会保健福祉計画(案)		
柱	区分	項目
1 在宅医療・介護連携の推進		
(図)ほぼ入院・ときどき在宅		
	(1)	ほぼ在宅・ときどき入院の仕組みづくり
		現状と課題
		施策の方向性
		具体的な取組
	(2)	在宅医療・介護連携推進事業の支援
		現状と課題
		(図)在宅医療・介護連携推進事業の見直し
		施策の方向性
		具体的な取組
2 在宅医療のための基盤整備		
	(1)	訪問診療の促進
		現状と課題
		施策の方向性
		具体的な取組
	(2)	訪問看護の充実
		現状と課題
		施策の方向性
		具体的な取組
	(3)	歯科訪問診療の促進
		現状と課題
		施策の方向性
		具体的な取組
	(4)	かかりつけ薬局の促進
		現状と課題
		施策の方向性
		具体的な取組
3 人生の最終段階を支える体制整備		
	(1)	人生の最終段階に関する理解促進
		現状と課題
		施策の方向性
		具体的な取組
	(2)	介護施設での看取りの推進
		現状と課題
		施策の方向性
		具体的な取組
	(3)	在宅看取りの推進
		現状と課題
		施策の方向性
		具体的な取組

(1)ほぼ在宅・ときどき入院の仕組みづくり  
 (2)在宅医療・介護連携推進事業の支援  
 ↓  
 (ア)入退院支援  
 (イ)日常の療養支援  
 (ウ)急変時の対応  
 (オ)多職種連携

(1)人生の最終段階に関する理解促進  
 (3)在宅看取りの推進  
 ↓  
 (エ)在宅での看取り  
 (カ)県民への理解促進

【現状と課題】  
 ↓  
 【現状】【課題】  
 【施策の方向性】  
 【具体的な取組】  
 ↓  
 【対策】

保健医療計画(中間見直し)案		
柱	区分	項目
1 在宅医療の提供体制		
【数値目標に対する進捗状況】		
	(1)	現状と課題
		ア 在宅医療の現状
		イ 在宅医療の課題
		(ア)入退院支援
		(イ)日常の療養支援
		(ウ)急変時の対応
		(エ)在宅での看取り
		(オ)多職種連携
		(カ)県民への理解促進
	(2)	今後の対策
		ア 数値目標
		イ 施策の方向性
		(ア)入退院支援
		(イ)日常の療養支援
		(ウ)急変時の対応
		(エ)在宅での看取り
		(オ)多職種連携
		(カ)県民への理解促進
	(3)	在宅医療の医療体制図
	(4)	在宅医療提供体制に求められる医療機能
	(5)	関連図表
2 在宅医療のための基盤整備		
	(1)	訪問診療の促進
		ア 現状
		イ 課題
		ウ 対策
	(2)	訪問看護の充実
		ア 現状
		イ 課題
		ウ 対策
	(3)	歯科訪問診療の促進
		ア 現状
		イ 課題
		ウ 対策
	(4)	かかりつけ薬局の促進
		ア 現状
		イ 課題
		ウ 対策
	(5)	介護サービスの充実
		ア 現状
		イ 課題
		ウ 対策

## 第8次静岡県保健医療計画（認知症対策）見直しの概要（最終案）

### ○ 見直しのポイント

本県での新たな取組や、令和元年6月に国が示した「認知症施策推進大綱」により新たに実施することとなった取組などを追加する。

### 1 現状と課題

#### (1) 認知症の医療

- ・認知症の定義等

#### (2) 本県の状況

- ・認知症高齢者の増加
- ・認知症サポート医の偏在や活動に個人差がある
- ・初診までの待機日数が長い認知症疾患医療センターがある

#### (3) 医療提供体制等

- ・県民の相談窓口の認知度が低い
- ・本人の意見の施策への活用が不十分
- ・認知症高齢者が行方不明になることへの不安や危険性がある

### 2 今後の対策

#### (1) 数値目標

	項目	現状値	目標値	目標値の考え方
継続	認知症サポート医養成研修の受講者数	334人 (2019年度)	400人 (2023年度)	大綱目標値(2025年度に1.6万人)の全国比(医師数)算出数の1割増
	かかりつけ医認知症対応力向上研修の受講者数	986人 (2019年度)	1,769人 (2023年度)	大綱目標値(2025年度に9万人)の全国比(医師数)
	認知症サポーター養成数	累計361,977人 (2019年度まで)	累計440,000人 (2023年度まで)	2025年度までに50万人、2040年度までに100万人
新規	認知症の対応について不安に感じている介護者の割合	36.8% (2019年度)	33% (2023年度)	現状値から1割改善
	「通いの場」設置数	4,226か所 (2019年度)	5,500か所 (2023年度)	国目標(2025年度に8%)の参加率の1.5倍(12%)の箇所数
	「通いの場」に歯科衛生士及び管理栄養士が関与している市町数	20市町 (2019年度)	全市町 (2023年度)	全ての市町で関与
	認知症サポート医リーダー数	130人 (2019年度)	165人 (2023年度)	地域包括支援センター1か所に1人
	初期集中支援チームの活動において、医療・介護サービスにつながった人の割合	78.6% (2019年度)	80%以上 (毎年度) (2023年度)	現状値を継続して維持

## (2) 施策の方向性

### ア 認知症を正しく知る社会の実現（知る）

- ・認知症サポーター養成
- ・相談窓口の整備、周知
- ・本人の意見を発信する機会の確保

### イ 認知症の発症を遅らせる環境の整備（遅らせる）

- ・住民主体の通いの場の充実・専門職の関与、生活習慣病等の予防
- ・予防に資する活動の普及

### ウ 地域で支え合いつなげる社会の実現（支え合う）

- ・地域包括支援センターの相談・支援体制の強化
- ・認知症サポート医、認知症疾患医療センターの活動推進
- ・認知症カフェの普及、介護休業制度の周知
- ・見守り・SOS体制の整備、チームオレンジの育成
- ・就業継続支援、社会参加の場の確保

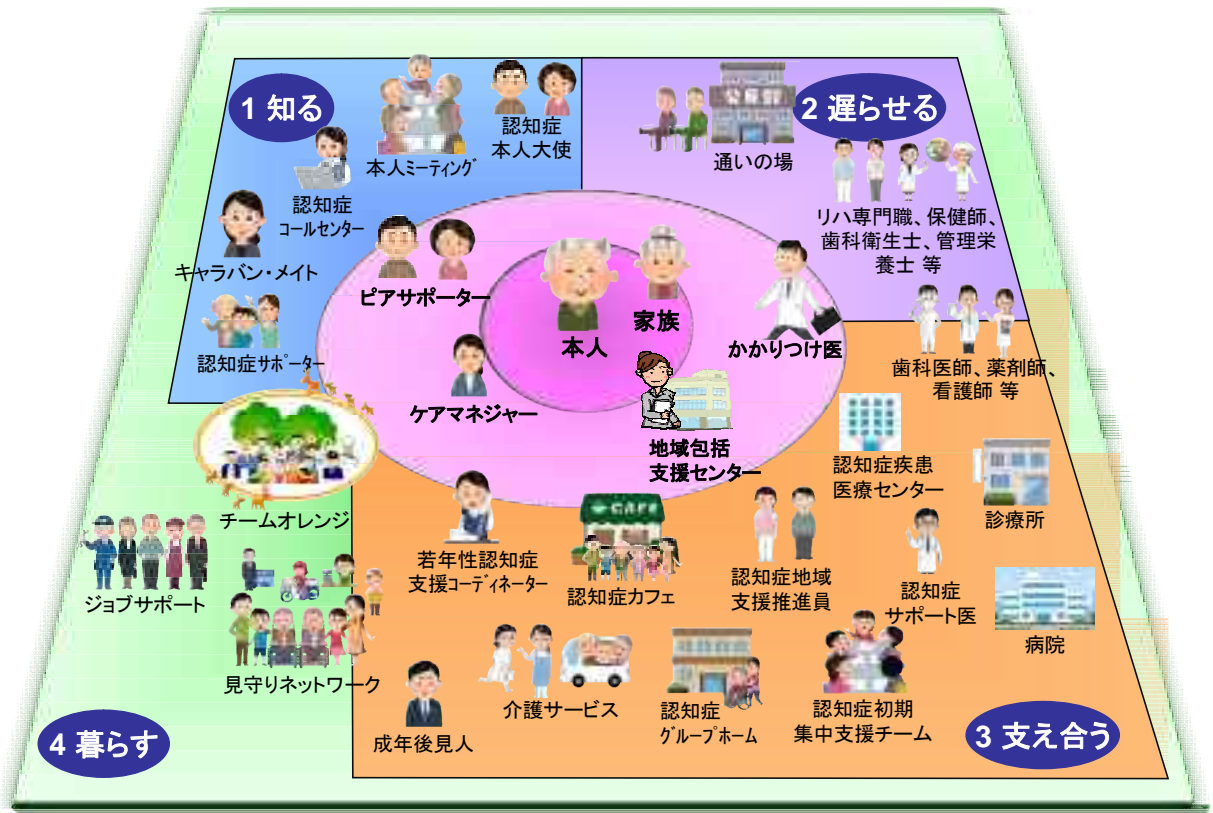
### エ 誰もが障壁なく暮らす地域づくり（暮らす）

- ・社会参加や社会貢献活動ができる環境整備

## (3) 関連図表



# 認知症施策の全体像



# 保健医療計画「認知症対策」に係る構成(案)

＜保健医療計画中間見直しの対応方針＞

- ・中間見直し案の「1 現状と課題」は、現行保健医療計画の構成とし、数値等の見直しを行うとともに、次期長寿社会保健福祉計画（案）の【現状と課題】の一部を追加した。
- ・中間見直し案の「2 今後の対策」は、次期長寿社会保健福祉計画（案）の構成とし、「県の施策・支援策の方向性」（医療関係事項）を記載した（中間見直し案は、県の施策を中心に構成したため、次期長寿社会保健福祉計画（案）の「市町の施策の方向性」及び「具体的な取組」については転載してしない）。

現行 保健医療計画	
柱	区分 項目
1	現状と課題
	(1) 認知症の医療
	(2) 本県の状況
	認知症高齢者の推計
	若年性認知症の人の推計
	県内の医療機関における認知症診療の状況
	認知症サポート医
	認知症初期集中支援チーム
	認知症疾患医療センターの整備状況
	認知症地域支援推進員
	(3) 医療提供体制
	ア 発症予防
	イ 早期発見・早期対応
	ウ 専門医療
	エ 地域支援

【現状と課題】

- ・現行計画の構成
- ・数値等の更新

【現状と課題】

※【県の施策・支援策の方向性】を転記した内、【現状と課題】が記載されていない事項

次期 長寿社会保健福祉計画(案)	
柱	区分 項目
1	認知症を正しく知る社会の実現（知る）
	(1) 認知症に関する理解促進
	(2) 相談先の充実・周知
	(3) 認知症の本人から発信支援
2	認知症の発症を遅らせる環境の整備（遅らせる）
	(1) 認知症予防に資する可能性のある活動の推進
	(2) 予防に関する国の研究成果や事例の普及
3	地域で支え合いつなげる社会の実現（支え合う）
	(1) 早期発見・早期対応
	(2) 医療体制の整備
	(3) 介護サービスの基盤整備、介護者の負担軽減の推進
	(4) 地域支援体制の強化
	(5) 若年性認知症の人への支援
4	誰もが障壁なく暮らす地域づくり（暮らす）
	(1) バリアフリーのまちづくりの推進
	(2) 企業等における認知症に関する取組推進
	(3) 社会参加支援

【県の施策・支援策の方向性】

※医療関係事項を中心に転載

図表

区分ごとに、次の内容で記載

- 【現状と課題】
- 【市町の施策の方向性】
- 【県の施策・支援策の方向性】
- 【具体的な取組】

保健医療計画(中間見直し)案	
柱	区分 項目
1	現状と課題
	(1) 認知症の医療
	(2) 本県の状況
	認知症高齢者の推計
	若年性認知症の人の推計
	県内の医療機関における認知症診療の状況
	認知症サポート医
	認知症初期集中支援チーム
	認知症疾患医療センター
	認知症地域支援推進員
	認知症サポーター等
	(3) 医療提供体制
	ア 発症予防
	イ 早期発見・早期対応
	ウ 専門医療
	エ 地域支援
2	今後の対策
	(1) 数値目標
	(2) 施策の方向性
	ア 認知症を正しく知る社会の実現（知る）
	(ア) 認知症に関する理解促進
	(イ) 相談先の充実・周知
	(ウ) 認知症の本人から発信支援
	イ 認知症の発症を遅らせる環境の整備（遅らせる）
	(ア) 認知症予防に資する可能性のある活動の推進
	(イ) 予防に関する国の研究成果や事例の普及
	ウ 地域で支え合いつなげる社会の実現（支え合う）
	(ア) 早期発見・早期対応
	(イ) 医療体制の整備
	(ウ) 介護者の負担軽減の推進
	(エ) 地域支援体制の強化
	(オ) 若年性認知症の人への支援
	エ 誰もが障壁なく暮らす地域づくり（暮らす）
	(ア) バリアフリーのまちづくりの推進
	(イ) 企業等における認知症に関する取組推進
	(ウ) 社会参加支援
	(3) 認知症の医療体制に求められる医療機能
	(4) 認知症の医療体制図
	(5) 関連図表



## 第8次静岡県保健医療計画（地域リハビリテーション）見直しの概要（最終案）

### ○ 見直しのポイント

現行計画で疾患ごとに記載されているリハビリテーションについて、新たに「地域リハビリテーション」の節を追加し、静岡県の目指す地域リハビリテーションの全体像や各段階（予防期・急性期・回復期・生活期）における取組などを記載する。

### 1 現状と課題

#### (1) 静岡県が目指す地域リハビリテーションの姿

- ・場面ごとに自立支援、介護予防・重度化防止の取組が分断され、効果があがらない
- ・予防期から生活期までの各段階で、関連する多職種間で、患者情報の共有ができていない
- ・専門職に地域リハビリテーションの考え方が普及しておらず、自立支援の意識が薄い

#### (2) 各段階における地域リハビリテーションの充実

- ・住民が自ら介護予防に取り組むことが必要
- ・介護予防に医療専門職の関わりが薄い
- ・地域で住民が主体的に介護予防を行う場が必要
- ・退院後、在宅でのリハビリテーションが継続していない
- ・在宅復帰後、状態の改善により介護サービスから総合事業等へ移行する人が少ない

### 2 今後の対策

#### (1) 数値目標

	項目	現状値	目標値	目標値の考え方
新規	地域リハビリテーションサポート 医養成者数	69人 (2019年度)	165人 (2023年度)	地域包括支援センター 1か所に1人
	「通いの場」設置数	4,226か所 (2019年度)	5,500か所 (2023年度)	国目標（2025年度に 8%）の参加率の1.5 倍（12%）の箇所数
	高齢者の保健事業と介護予防の一 体的な実施に取り組む市町数	5市町 (2020年度)	全市町 (2023年度)	全ての市町での取組 実施
	「通いの場」に歯科衛生士及び管 理栄養士が関与している市町数	20市町 (2019年度)	全市町 (2023年度)	全ての市町で関与

#### (2) 施策の方向性

##### ア 静岡県が目指す地域リハビリテーションの姿

- ・切れ目のないリハビリテーションの目指す姿と、実現に向けた予防期、急性期、回復期、生活期のすべての期を通じた専門職の育成と住民への普及啓発

##### イ 各段階における地域リハビリテーションの充実

- ・住民主体の通いの場の推進、通いの場への専門職の関与、フレイル予防
- ・病院における急性期リハビリテーションの推進、退院支援
- ・医療機関や介護施設での回復期リハビリテーションの推進、在宅復帰支援
- ・在宅復帰後のリハビリテーションの継続支援、地域ケア会議の推進、予防期への移行支援

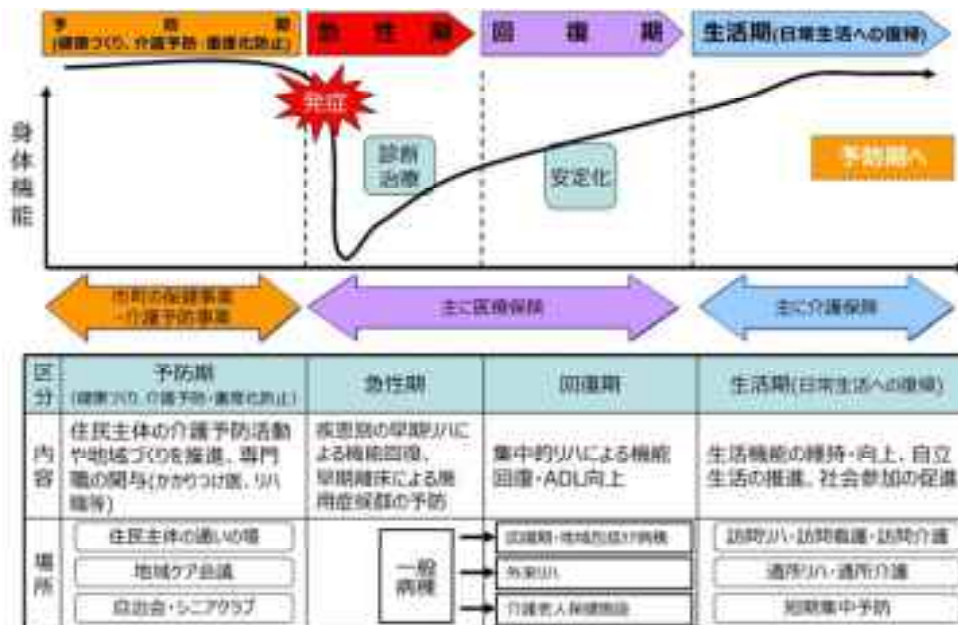
### (3) 地域リハビリテーションの体制図

#### ア 静岡県が目指す地域リハビリテーションの姿

- ・本人とその家族が、住み慣れた地域社会の中で安心してその人らしくいきいきとした日常生活を送ることができるよう、市町・地域包括支援センター、地域リハビリテーションサポート医や地域リハビリテーション推進員等が本人を支えながら、予防期、急性期、回復期、生活期の各段階を通じて多職種・多機関が連携し、切れ目なく支援することを目指す。
- ・本県の地域リハビリテーションは、疾病からの回復だけでなく、介護予防や疾病予防も含めた幅広い概念。



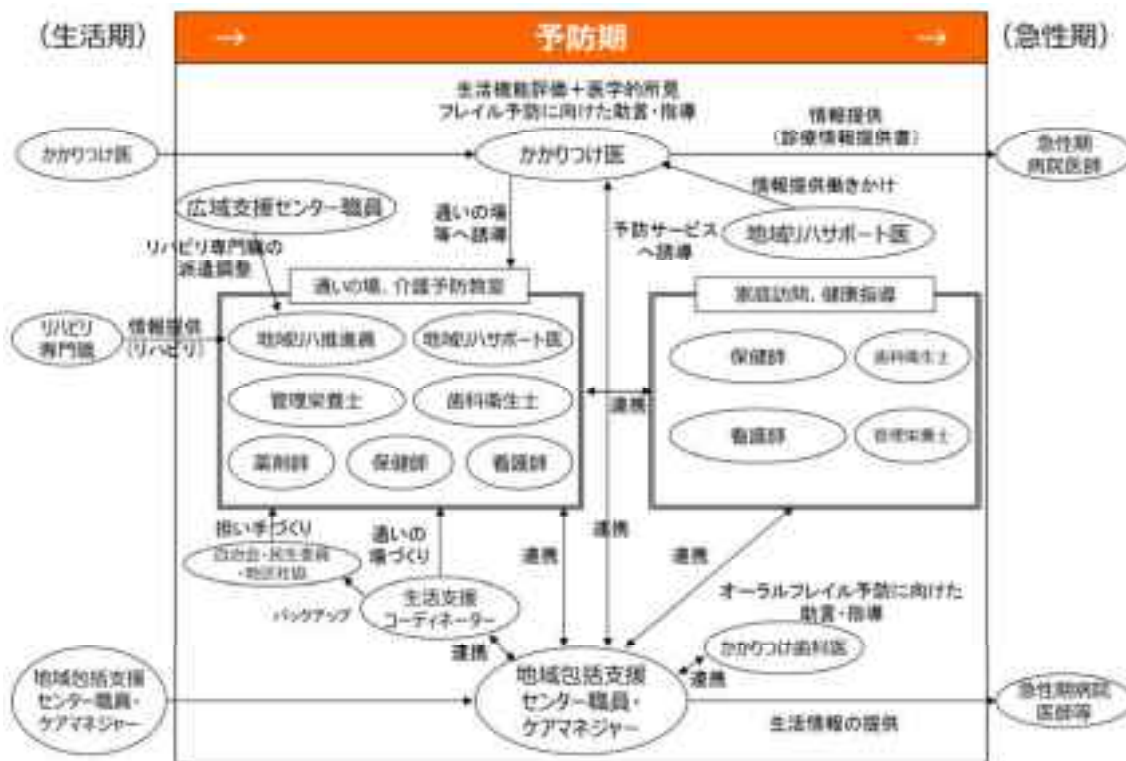
#### イ 地域リハビリテーション全体の流れ



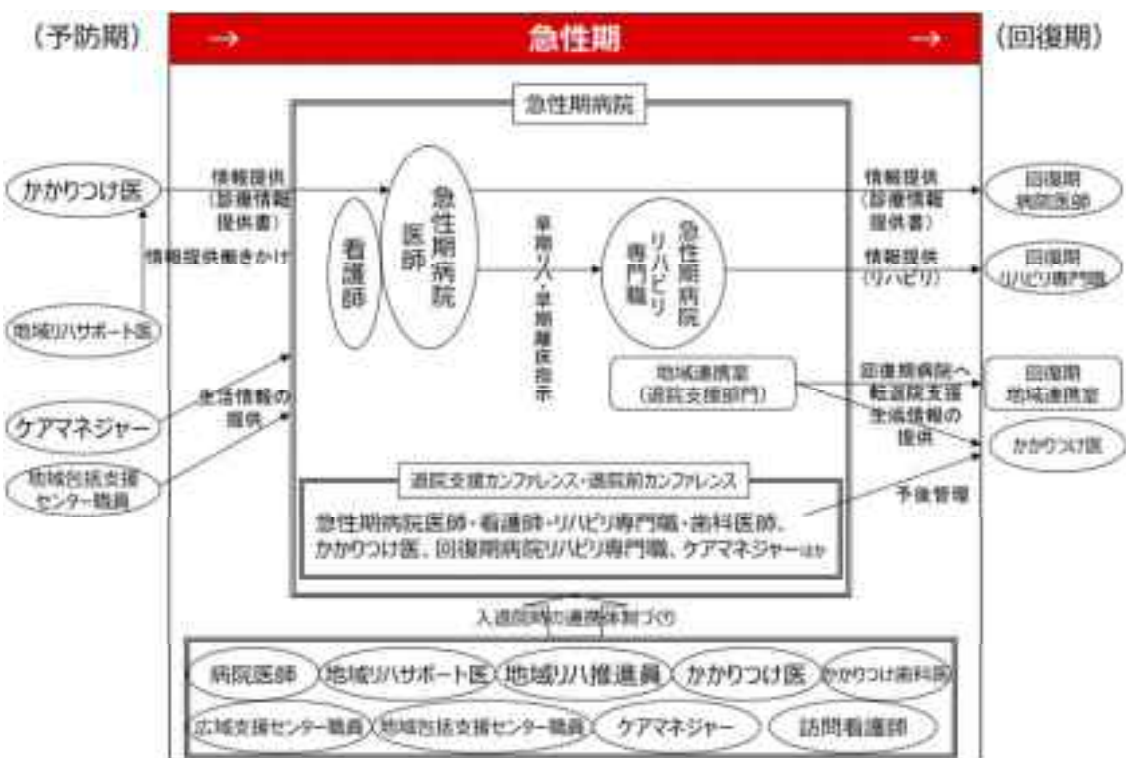
(4) 関連図表

ア 地域リハビリテーションの各段階における関係職種連携

(ア) 予防期



(イ) 急性期



(ウ) 回復期



(エ) 生活期



# 保健医療計画「地域リハビリテーション」に係る構成(案)

＜保健医療計画中間見直しの対応方針＞

次期 長寿社会保健福祉計画（案）の「現状と課題」と「県の施策・支援策の方向性」を、中間見直し案の構成（「現状と課題」と「今後の対策」）に整理した（中間見直し案は、県の施策を中心に構成したため、次期 長寿社会保健福祉計画（案）の「市町の施策の方向性」及び「具体的な取組」については転載していない）。

次期 長寿社会保健福祉計画(案)		
柱	区分	項目
1	静岡県が目指す地域リハビリテーションの姿 (図)静岡県が目指す地域リハビリテーションの全体像	(1) 全体像
		現状と課題
		市町の施策の方向性
		県の施策・支援策の方向性
		具体的な取組
		(2) 専門職の育成
		現状と課題
		市町の施策の方向性
		県の施策・支援策の方向性
		具体的な取組
	(3) 住民への普及啓発	
	現状と課題	
	市町の施策の方向性	
	県の施策・支援策の方向性	
	具体的な取組	
	2 各段階における地域リハビリテーションの充実 (図)地域リハビリテーション全体の流れ	(1) 予防期
		現状と課題
		市町の施策の方向性
		県の施策・支援策の方向性
		具体的な取組
(図) 各段階における関係職種の連携(予防期)		
(2) 急性期		
現状と課題		
市町の施策の方向性		
県の施策・支援策の方向性		
具体的な取組		
(図) 各段階における関係職種の連携(急性期)		
(3) 回復期		
現状と課題		
市町の施策の方向性		
県の施策・支援策の方向性		
具体的な取組		
(図) 各段階における関係職種の連携(回復期)		
(4) 生活期		
現状と課題		
市町の施策の方向性		
県の施策・支援策の方向性		
具体的な取組		
(図) 各段階における関係職種の連携(生活期)		

【現状と課題】

【県の施策・支援の方向性】

図表

保健医療計画(中間見直し)案		
柱	区分	項目
1	現状と課題	(1) 静岡県が目指す地域リハビリテーションの姿
		ア 全体像
		イ 専門職の育成
		ウ 住民への普及啓発
		(2) 各段階における地域リハビリテーションの充実
		ア 予防期
		イ 急性期
		ウ 回復期
		エ 生活期
		2 今後の対策
	(2) 施策の方向性	
	ア 静岡県が目指す地域リハビリテーションの姿	
	(ア) 全体像	
	(イ) 専門職の育成	
	(ウ) 住民への普及啓発	
イ 各段階における地域リハビリテーションの充実		
(ア) 予防期		
(イ) 急性期		
(ウ) 回復期		
(エ) 生活期		
(3) 地域リハビリテーションの体制図		
(図) 静岡県が目指す地域リハビリテーションの全体像		
(図) 地域リハビリテーション全体の流れ		
(4) 関連図表		
(図) 各段階における関係職種の連携(予防期)		
(図) 各段階における関係職種の連携(急性期)		
(図) 各段階における関係職種の連携(回復期)		
(図) 各段階における関係職種の連携(生活期)		